

埼玉県食品流通関係団体育成事業費補助金交付要綱

平成 7年 5月 11日 決裁
平成 18年 8月 3日 一部改正
平成 21年 4月 1日 一部改正
平成 25年 12月 5日 一部改正
令和 元年 7月 10日 一部改正
令和 2年 11月 30日 一部改正

(趣旨)

- 第1条 県は、食品流通関係団体（以下「流通関係団体」という。）を育成し、県内の食品流通の合理化を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与するため、流通関係団体に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この手続に定めるところによる。

(補助対象経費)

- 第2条 補助金の交付の対象となる経費は、流通関係団体の運営に要する経費とし、その内訳は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事務費
- (2) 会議費
- (3) 人件費
- (4) 役員報酬
- (5) 旅費
- (6) 建物等管理費
- (7) 調査費
- (8) 負担金
- (9) 印刷費
- (10) その他特に知事が必要として認めた経費

(補助額)

- 第3条 前条の経費に関する補助額は、予算の範囲内で知事が別に定める額とする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定める。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出部数は1部とし、その提出期限は補助事業の完了(補助事業の廃止を含む。)後30日以内、又は毎年度3月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号の通知書により行うものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年5月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金交付申請書

令和 第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名

下記により、令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	左のうち県補助金	備 考
	円	円	
計			

4 補助事業の完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	備考
計				

(2) 支 出

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	備考
事務費				
会議費				
人件費				
役員報酬				
旅費				
建物等管理費				
調査費				
負担金				
印刷費				
その他特に 知事が認めた経費				
計				

6 添付書類

事業計画書

様式第2号（第6条関係）

令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払い
- 3 交付時期
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を20%を超えて流用する場合補助事業の内容の著しく変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合には、様式第3号により知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 次の各号の一に該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付しないことがある。
 - ア 事業の実施方法が著しく不適當で、目的達成の見込みがないと認められたとき。
 - イ 支出額が予算額に比べて20%を超えて減額したとき。

様式第3号

令和 年 月 日
第 号

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金について、下記のとおり変更
したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更事項

(注 意) 変更事項は、補助金交付が決定された事業内容及び経費の配分並
びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるように記載す
ること。

様式第4号（第8条関係）

令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日
第 号

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度食品流通関係団体育成事業が完了したので補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果

5 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	左のうち県補助金	備 考
	円	円	
計			

6 収支決算

(1) 収 入

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	備考
計				

(2) 支 出

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	備考
事務費				
会議費				
人件費				
役員報酬				
旅費				
建物等管理費				
調査費				
負担金				
印刷費				
その他特に 知事が認めた経費				
計				

7 添付書類

事業実績書

様式第5号（第9条関係）

令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度食品流通関係団体育成事業費補助金については、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

交付決定額

確定額